資産運用報告の適正性に関する確認書

2020年11月20日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長　殿

本店所在地	東京都新宿区西新宿八丁目５番１号
不動産投資信託証券発行者名	野村不動産マスターファンド投資法人
	（コード：3462）
代表者の役職・氏名 （署名）	執行役員 吉田修平

本投資法人の執行役員である吉田　修平は、本投資法人の2020年3月1日から2020年8月31日までの第10期計算期間の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。私が不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記のとおりです。

記

１．本投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。投信法においては、資産の運用、資産保管その他の業務を一定の他の者に委託しなければならないこととされております。本投資法人は、資産の運用に係る業務等を野村不動産投資顧問株式会社（以下、「資産運用会社」といいます。）に、資産保管業務を三井住友信託銀行株式会社、投資主名簿管理等に係る一般事務及び機関運営に係る一般事務を三菱UFJ信託銀行株式会社（以下、「経理等一般事務受託者」といいます。）に、投資法人債に係る一般事務を株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行に、それぞれ委託しており、また下記２．及び３．のとおり、資産運用会社は資産運用報告書の作成にかかる情報集約と内容の正確性の確保に努めています。

２．資産運用報告の作成プロセス

資産運用報告は、経理等一般事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、資産運用会社が把握している資産運用報告作成に必要なすべての情報を盛り込んだ資産運用報告の原案を下記３．のとおり資産運用会社のNMF運用グループファンドマネジメント部が作成し、法律に係る記載内容等について法律事務所による助言を受け、また、会計に関する記載内容について会計監査人による監査を受け、作成しております。なお、作成された資産運用報告は、投信法第131条第2項の規定に基づき2020年10月14日付本投資法人の役員会にて承認されております。

３．資産運用報告の適正性の裏付けとなる社内体制（業務執行体制、内部監査体制等）の整備・運用状況

本投資法人は、資産運用報告の作成に係る業務を資産運用会社に委託しており、資産運用会社では、当該業務を適切に遂行すべく、「業務分掌規程」及び「資産運用ガイドライン」において所要の事項を定め、当該業務を所管する部署をNMF運用グループファンドマネジメント部としております。

資産運用会社のNMF運用グループファンドマネジメント部では、経理等一般事務受託者から提出される会計帳簿及び資産運用会社の役職員から受領した本投資法人に係る重要な情報等に基づいて、投信法、投資法人の計算に関する規則等の関係法令に従い、資産運用報告の原案を作成し、関係部署との十分な討議を経た上で、資産運用会社の投資委員会の承認を得ることとなっております。その上で、本投資法人は資産運用会社より、資産運用報告の適正性に関して問題ない旨の報告を受けております。

なお、資産運用会社では、内部監査規程に基づき、監査部長を内部監査実施の責任者として定期的に継続して内部監査を実施し、上記の体制を含む内部管理態勢等の状況及びその有効性を評価・検証しております。

4．当該資産運用報告に不実の記載がないと認識するに至った理由

① 経理等一般事務受託者から提出される会計帳簿及び資産運用会社の役職員から受領した本投資法人に係る重要な情報等に基づいて、当該資産運用報告が作成されていることを確認しております。
② 本投資法人の会計監査人であるＥＹ新日本有限責任監査法人から、会計に関する記載内容について投信法第130条に規定される会計監査を受け、同法第131条に基づく会計監査報告を受領しております。
③ 当該資産運用報告作成にあたって、投信法、投資法人の計算に関する規則等の関係法令に関して、本投資法人の法律顧問である長島・大野・常松法律事務所より助言を受けております。
④ 資産運用会社から、本投資法人の資産の運用状況、資産運用会社に対する委託業務に関する推進状況について、毎月、報告書を受領し、本投資法人の役員会において審議を行い、必要に応じて調査を実施する等、内部管理態勢等の状況及びその有効性について確認をしております。

以　上